

令和三年三月十二日受領
答弁第六〇号

内閣衆質二〇四第六〇号

令和三年三月十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員黒岩宇洋君提出総務省幹部職員の国家公務員倫理規程違反についての菅内閣総理大臣の答弁に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員黒岩宇洋君提出総務省幹部職員の国家公務員倫理規程違反についての菅内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の令和三年二月二十二日の衆議院予算委員会における菅内閣総理大臣の答弁については、総務省幹部職員に係る今般の事案に関して、同省が行った調査を通じて国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に違反する行為があるものと同省が当時認識していたことに基づき述べたものである。

二について

お尋ねの「答弁案」については、総務省大臣官房秘書課において作成したものである。